

『定期報告書』の提出を忘れていませんか???

国が定めている家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者は毎年2月1日時点の家畜の頭羽数および衛生管理状況等を、都道府県知事へ報告することが義務付けられております。家畜の種類ごとに下記のとおり当所に『定期報告書』（別添様式）を提出いただきますようお願いいたします。

報告内容は家畜の伝染性疾病の発生予防、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の迅速な防疫活動のために必要な情報です。遅滞なく報告していただきますようお願いいたします。

記

1 対象家畜

- ① 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
- ② 豚、いのしし
- ③ 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
- ④ 馬

2 報告内容

- ① 家畜の種類及び頭羽数（2月1日時点）
- ② 畜舎等の数
- ③ 飼養衛生管理基準の遵守状況及び措置の実施状況

※ 飼養頭羽数が、牛、水牛及び馬は1頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししは6頭未満、
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥は100羽未満、だちょうは10羽未満
の場合、①のみの報告

3 報告期限

- ① 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊：4月15日
- ② 豚、いのしし：4月15日
- ③ 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥：6月15日
- ④ 馬：4月15日

4 報告方法

農場毎に、別添様式に必要事項を記入し、農場所在地を管轄する家畜保健衛生所に送付。

様式①牛、水牛、鹿、めん羊、山羊

様式②豚、いのしし

様式③鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

様式④馬